

港長公示第 7-43 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 8 月 6 日

京 浜 港 長

京浜港横浜航路における航泊の禁止について

京浜港横浜航路において船舶が沈没したため、下記により一般船舶の航泊を禁止（その他港長の許可した船舶を除く。）する。

記

1 期 間

令和 7 年 8 月 6 日午前 5 時から当分の間

2 区 域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線及びニとイを結んだ線により囲まれた海域（世界測地系）

- イ 北緯 35 度 27 分 22.0 秒、東経 139 度 40 分 31.0 秒
（横浜ベイブリッジ橋梁灯（R 一灯））
- ロ 北緯 35 度 26 分 53.0 秒、東経 139 度 41 分 38.0 秒
（横浜大黒防波堤西灯台）
- ハ 北緯 35 度 26 分 36.0 秒、東経 139 度 41 分 21.0 秒
（横浜本牧防波堤灯台）
- ニ 北緯 35 度 27 分 11.0 秒、東経 139 度 41 分 23.0 秒
（横浜ベイブリッジ橋梁灯（L 一灯））

3 備 考

区域周辺には、海上保安庁巡視船艇が配備されている。

付近航行船舶は、東京湾海上交通センター及び海上保安庁巡視船艇の指示に従うこと。

別図

